

介護保険・福祉サービス・生活情報

ガイドブック



お問い合わせ

健康福祉課 高齢者係

☎ 33-7801

社会福祉協議会

☎ 33-2623

社会福祉協議会

地域包括支援センター

☎ 33-7811

棚倉町大字棚倉字中居野68番地1
(棚倉町保健福祉センター内)

棚 倉 町

はじめに

棚倉町では、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護保険制度をはじめとして、さまざまなサービスを行っています。

高齢者やその家族のみなさんの日々の生活の暮らしを支える一冊としてご利用ください。

みなさんの総合相談窓口

「地域包括支援センター」



地域包括支援センターは、高齢者がすこやかに暮らすためのあらゆる相談にワンストップで対応する地域の総合相談窓口です。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門家が中心になって、お互いに連携しながら高齢者の暮らしを支えています。お気軽に、何でもご相談ください！

☎33-7811

たとえば…

介護や健康について

「介護保険を利用したい」「介護予防を実践したい」「今の健康を維持したい」といった高齢者の介護や健康についての相談に対応し、要介護認定の申請代行や、介護予防のためのケアプラン作成、受けられるサービスの紹介などを行います。

たとえば…

権利や財産について

「近所の高齢者が虐待にあっている気がする」「悪質商法や振り込め詐欺の被害にあった」「認知症などで財産管理に自信がない」といった高齢者の権利や財産などをおびやかす相談に対応し、被害の防止や救済、制度の紹介などを行います。

たとえば…

地域での暮らしについて

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護にかかわるケアマネジャーへの指導や支援をはじめとして、さまざまな関係機関や地域住民のみなさんと協力できるネットワークづくりを進め、その中心的な役割を担います。

主な医療機関一覧

医療機関名	住所	電話
大木医院	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字古町28-4	33-2424
ふじた循環器内科クリニック	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字北町22	33-2013
和田医院	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字城跡3	33-2012
杉山胃腸科外科皮膚科	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字広畑153-7	33-7551
あらまちクリニック	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字北町156-2	33-8018
おおひら整形外科クリニック	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字町裏53-8	33-9468
深谷クリニック	〒963-6123 棚倉町大字関口字上志宝73	33-3223
塙厚生病院	〒963-5405 塙町大字塙字大町1-5	43-1145
白河厚生総合病院	〒961-0005 白河市豊地上弥次郎2-1	0248-22-2211
あきやま歯科医院	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字観音向1	33-8041
塩田博文歯科	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字新町52-1	33-6483
棚倉中央歯科医院	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字宮下199-3	33-7770
中島歯科クリニック	〒963-6103 棚倉町大字逆川字前山11-5	33-4135
はら歯科クリニック	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字水白田44-4	23-0818

ケアマネジャーのいるところ

※ケアマネジャー：介護を必要とする方が、介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービス事業者との調整を行う専門職

所属名	住所	電話
寿恵園居宅介護支援事業所	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79	33-8654
しあわせ指定居宅介護支援事業所	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字中居野68-1	33-2623
J A 東西しらかわ居宅介護支援事業所	〒963-5663 棚倉町大字流字中豊88	33-2520
指定居宅介護支援事業所 ほとるの里（ほとるの里）	〒963-6123 棚倉町大字関口字豊郷103	57-6272
居宅介護支援事業所 なご	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字南町195-1	57-6457



も く じ

1. 介護保険料について知りたい	2～5
介護保険料について.....	2
介護保険料の納め方.....	4
2. 介護が必要になる前に（総合事業）	6～7
3. 介護が必要になったら	8～9
(1)介護（介護予防）サービスの利用のしかた.....	8
(2)利用者負担の支払い.....	9
4. 介護サービス	10～16
介護サービス（在宅）.....	10～15
介護サービス（施設）.....	16
5. 高齢者福祉サービス	17～24
高齢者福祉サービス一覧表.....	17
①緊急通報装置給付・火災報知器貸与事業.....	18
②緊急連絡カード／携帯版・緊急カードの作成.....	19
③高齢者見守り標識（QRコードシール）利用事業.....	20
④寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業.....	21
⑤配食サービス事業.....	21
⑥軽度生活援助事業.....	22
⑦家族介護用品支給事業（オムツ券等支給）.....	22
⑧高齢者にやさしい住まいづくり助成事業（住宅改修事業）...	23
⑨車いす同乗軽自動車貸出サービス.....	23
⑩日常生活用具給付等事業.....	23
6. 社会福祉協議会のサービス	25～28
7. 地域包括支援センターのご案内	29
8. 退院支援ルールについて（患者さんの退院を地域で支える仕組み）...	30
認知症初期集中支援チームについて	
9. 医療機関、ケアマネジャー事業所一覧	31

介護保険料について

介護が必要になる前に

介護が必要になったら

介護サービス

高齢者福祉サービス

社会福祉協議会サービス



介護保険料について

平成30年度から平成32年度の保険料

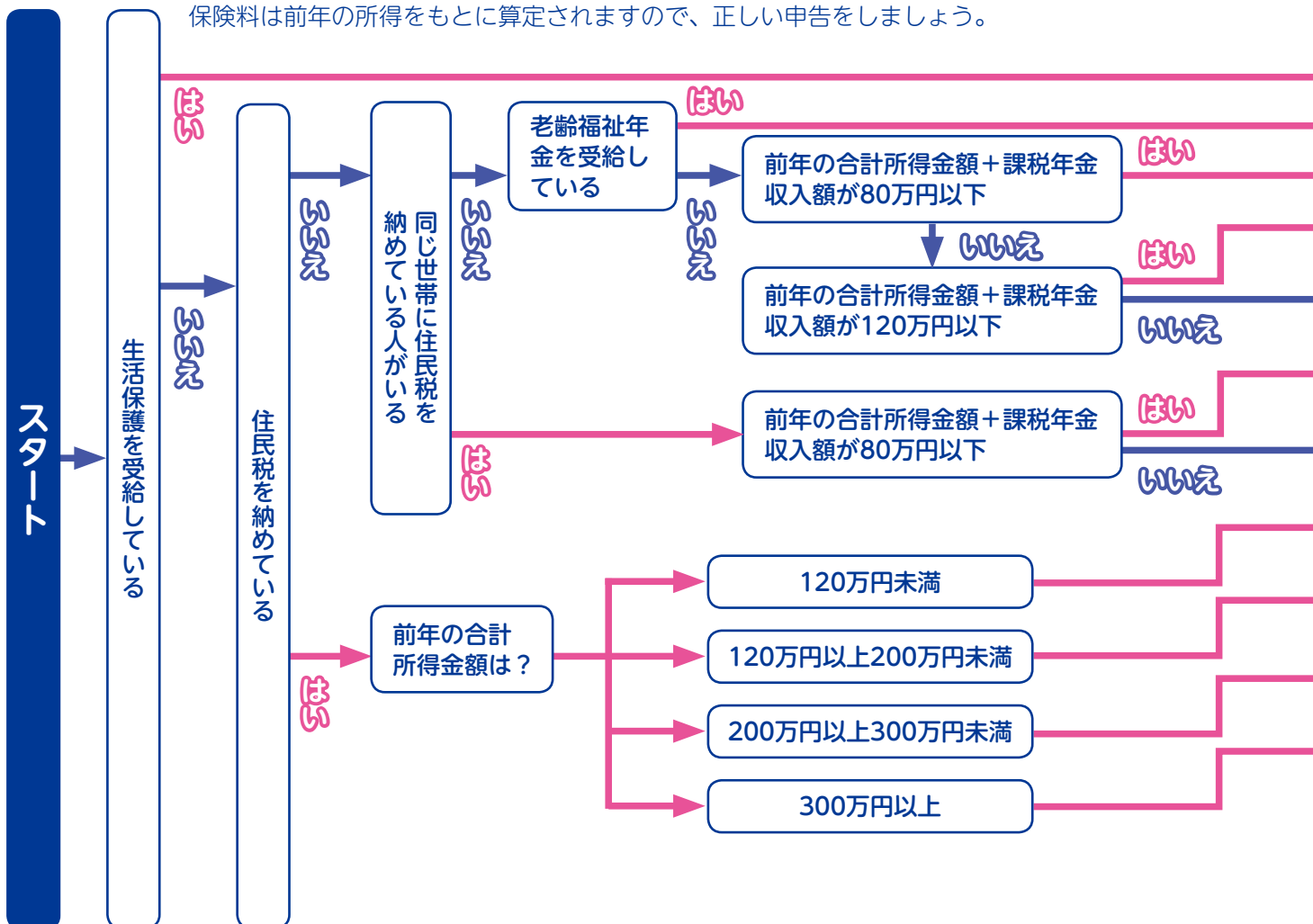
※平成33年度以降、変更になることがあります。

- 65歳以上の方の保険料は、棚倉町で必要な介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決められます。
棚倉町の基準額は67,200円（年額）です。
- この「基準額」を中心に、所得に応じた負担となるよう、9段階の保険料に分かれます。



あなたの保険料は？

保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい申告をしましょう。



65歳以上の保険料

保険料は
どうやって
決まるの？



●65歳以上の方の保険料は、住んでいる市町村の介護サービスが充実してきたかどうか反映されるしくみになっています。

$$\text{棚倉町で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{棚倉町に住む65歳以上の方の人数} = \text{棚倉町の保険料の基準額}$$

介護保険料について

- 65歳以上の方の保険料は、それぞれの市町村で必要な介護サービスの総費用に応じて3年ごとに決められます。
- 介護保険が順調に利用されている市町村では、介護サービスが受けやすい環境になっていくと同時に、全体の介護サービスの費用も増えるので保険料（基準額）も上がる結果になります。
- 市町村ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

保険料の所得段階	平成30年～32年（第7期）対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	30,240円 基準額×0.45
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	50,400円 基準額×0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	50,400円 基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	60,480円 基準額×0.9
第5段階	世帯の誰かに住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	67,200円 基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	80,640円 基準額×1.2
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	87,360円 基準額×1.3
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	100,800円 基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	114,240円 基準額×1.7

老齢福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

65歳以上の保険料

保険料の納め方は、年金の額によって

年金が年額18万円以上の方

※年金（老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金）の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。



年金から差し引かれます → 特別徴収

- 保険料を年6回（仮徴収3回・本徴収3回）に分けて、年金から差し引かれます。
- 年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。
 - 新たに65歳（第1号被保険者）になった場合
 - 他の市区町村から転入した場合
 - 年度途中で年金の受給が始まった場合 など

仮徴収

仮徴収される月

4月 6月 8月

6月の住民税確定後に介護保険料の年額を決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定保険料での徴収ができませんので、暫定保険料での仮徴収となります。通常は、前年度の2月期と同額を徴収します。

本徴収

本徴収される月

10月 12月 2月

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3期に分けて徴収します。

保険料の改定に伴い、10月からの保険料が高額となる場合があります。

いつから納めるの？

保険料を納めるのは、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例

8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます

8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

2種類 **特別徴収** **普通徴収** に分かれます。

年金が年額18万円未満の方

※町から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



納付書で個別に納めます → **普通徴収**

- 保険料を納付期限に合わせて納めます。
- 町から納付書を送付しますので、取り扱い金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

◆口座振替をご利用ください！

忙しい方、なかなか外出ができない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- ②棚倉町役場税務課または、取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
(口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります)



40歳から64歳までの保険料

医療保険者が医療保険料として徴収し、納付金として一括して納付します。

健康保険の種類	
各種健康保険に加入	国民健康保険に加入
保険料は給料に応じて異なります。	保険料は所得等に応じて異なります。

介護が必要になる前に（総合事業）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス
- 生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

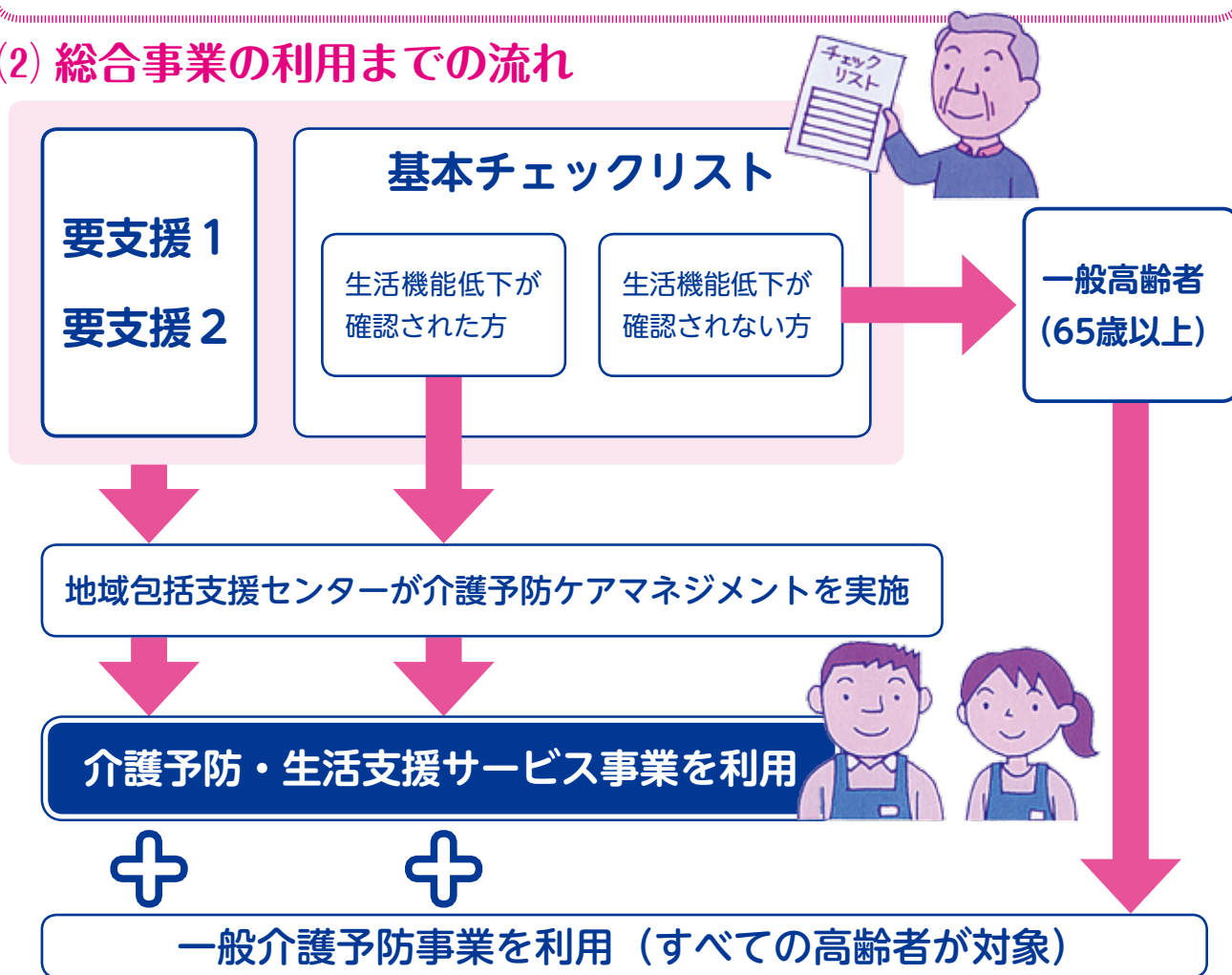
一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者が対象

(2) 総合事業の利用までの流れ



このページのお問い合わせは

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

地域包括支援センター ☎33-7811

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の認定を受けた方
②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

■訪問型サービス（自宅で受けられるサービス）

ホームヘルパー等がご自宅を訪問し、介護予防を目的に掃除・洗濯などの日常生活に必要なサービスを行います。

※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同様のサービスを受けることができます。



介護が必要になる前に

■通所型サービス（出かけて受けられるサービス）

通所介護施設で生活機能の維持向上のための体操や交流などのサービスが日帰りで受けられます。

- ※1 これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同様のサービスを受けることができます。



テーマ	教室名	内容	場所
認知症予防・生きがいづくり	いきいきくらぶ	週に1回外出の機会を増やし、認知症・うつ予防のプログラムを行い、脳の活性化を図ります。	保健福祉センター

一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。



- 対象者** 65歳以上のすべての方

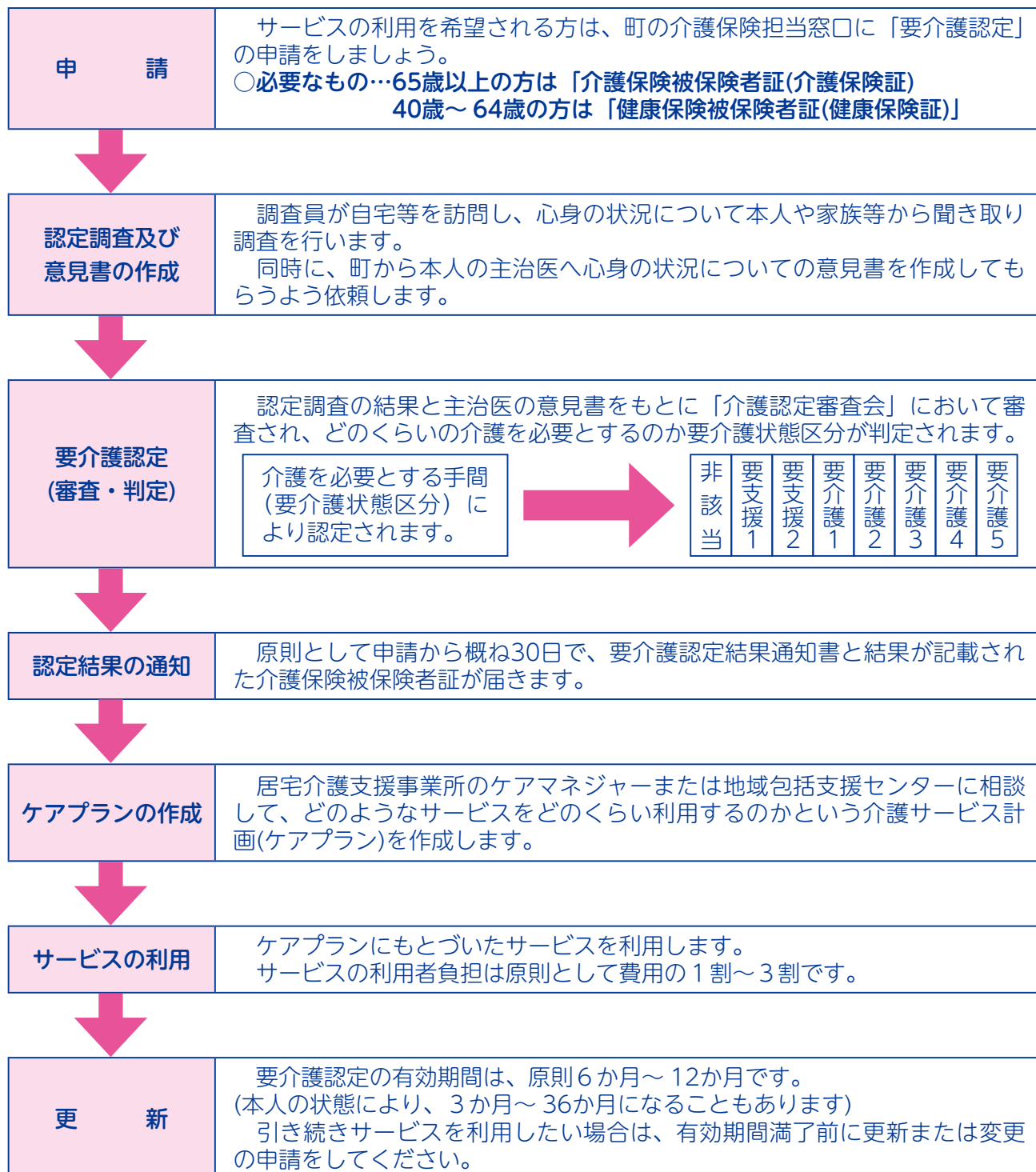
テーマ	教室名	内容	場所
認知症予防 うつ予防	音楽療法教室	音楽を通じて脳の活性化をはかり、心身の健康維持に努めます。	保健福祉センター
体力向上	シニア体力づくり教室 (初級・中級コース)	ストレッチや筋力アップのための運動を行い、体力づくりを行います。	保健福祉センター
体力づくり 閉じこもり予防	水中運動教室 (初級・中級コース)	水中ウォーキングや水中での体操を行います。	ルネサンス棚倉 室内プール
運動機能向上 転倒予防	筋力向上 トレーニング教室	専用のマシンを用いた運動や軽体操を行い、筋力、柔軟性を高めていきます。	保健福祉センター
地域の交流を 通じた介護予防	住民運営の 「通いの場」支援事業	地域の集会所等で、地域の皆さんが集まり町で作成した「たなちゃん体操」を行います。	各行政区集会所等

介護が必要になったら

(1) 介護（介護予防）サービスの利用のしかた

●申請から利用までの流れ

介護(介護予防)サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。町の介護保険担当窓口申請して認定を受けてください。



(2)利用者負担の支払い

介護サービスを利用したときには費用の1割～3割を負担します。

●介護保険で利用できる額には上限があります。

介護(介護予防)サービスでは、要介護状態区分に応じて、上限額(支給限度額)が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1割または2割です。

ただし、上限(支給限度額)を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

※平成30年8月より利用者負担2割の方のうち、特に所得の高い方の利用者負担が3割になります。



1か月の在宅サービスの上限額(支給限度額) 例※利用者負担が1割の場合

要介護状態区分	支給限度額	費用の構成		
要支援1	50,030円	介護サービスにかかった費用		
要支援2	104,730円	保険給付 (9割)	利用者負担 (1割)	自己負担 (全額)
要介護1	166,920円			
要介護2	196,160円	支給限度額の範囲内	限度額を超えた分	
要介護3	269,310円			
要介護4	308,060円	※施設を利用した際の食費や居住費も自己負担		
要介護5	360,650円			

介護が必要になったら

●利用者の費用負担を軽減する制度

☆高額介護(介護予防)サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算)して、利用者負担の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。



☆高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額(介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額)を年間(8月～翌年7月)で合算し高額になったときは、基準額を超えた分が支給されます。

介護保険サービス（在宅）



訪問サービスを利用する



訪問介護（ホームヘルプサービス）

【サービス内容】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理など

【利用料金】

身体介護中心	20分～30分未満	245円
	30分以上1時間未満	388円
生活援助中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助（1回）	97円
-------------	-----



以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 来客の応対
- 模様替え
- 窓ふき・換気扇や神棚の掃除など



訪問入浴介護

【サービス内容】

介護専用の浴槽を自宅に運び入浴サービスを行います。

【利用料金】

要介護度	回数	自己負担（1割）
要支援1・2	1回	834円
要介護1～5	1回	1,234円



訪問リハビリテーション

【サービス内容】

医師の指示に基づき、理学療法士などが自宅を訪問し、リハビリを行います。



【利用料金】

サービス内容	回数	自己負担（1割）
訪問リハビリテーション	1回	302円

訪問看護

【サービス内容】

医師の指示に基づき、看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療補助のサービスを行います。

【利用料金】

	時間	自己負担（1割）
訪問看護ステーションからのサービス	30分未満	463円
	30分以上 1時間未満	814円
病院・診療所からのサービス	30分未満	392円
	30分以上 1時間未満	567円

介護保険サービス（在宅）



通所サービスを利用する



通所介護（デイサービス）

【サービス内容】

通所介護事業所で食事、入浴などのサービスを通して支援していく日帰りのサービスです。

【利用料金】

6～8時間利用の場合

要介護度	回数等	費用のめやす
要支援1	月単位の定額	1,600円
要支援2		3,300円
要介護1	1回	646円
要介護2	1回	775円
要介護3	1回	898円
要介護4	1回	1,021円
要介護5	1回	1,144円

通所リハビリ（デイケア）

【サービス内容】

老人保健施設等で食事、入浴などのサービスに加え、リハビリテーションも利用できる日帰りのサービスです。

【利用料金】

6～8時間利用の場合

要介護度	回数等	費用のめやす
要支援1	月単位の定額	1,812円
要支援2		3,715円
要介護1	1回	656円
要介護2	1回	775円
要介護3	1回	898円
要介護4	1回	1,021円
要介護5	1回	1,144円

※上記の費用の外に食事代等は全額自己負担（実費）がかかります。



短期入所生活介護 (ショートステイ)

【サービス内容】

老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、日常生活上の支援とともに、介護者の負担軽減を図ります。

【利用料金】

要介護度	費用のめやす（1日）
要支援1	438円
要支援2	539円
要介護1	599円
要介護2	666円
要介護3	734円
要介護4	801円
要介護5	866円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
 ※詳しくは、各施設にお問い合わせください。

短期入所療養介護医療型 (ショートステイ)

【サービス内容】

老人保健施設などに短期間入所して日常生活上の支援やリハビリテーションを利用するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

【利用料金】

要介護度	費用のめやす（1日）
要支援1	608円
要支援2	762円
要介護1	823円
要介護2	871円
要介護3	932円
要介護4	983円
要介護5	1,036円

介護保険サービス（在宅）



地域密着型サービスを利用する



小規模多機能型 居宅介護

【サービス内容】

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の自身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行います。



【利用料金】

要介護度	自己負担（1割／月額）
要支援1	3,403円
要支援2	6,877円
要介護1	10,320円
要介護2	15,167円
要介護3	22,062円
要介護4	24,350円
要介護5	26,849円

認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）

【サービス内容】

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護などを受けます。

【利用料金】

要介護度	費用のめやす（1割／1日）
要支援1	（利用できません）
要支援2	755円
要介護1	759円
要介護2	795円
要介護3	818円
要介護4	835円
要介護5	852円

※詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。
 ※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

福祉用具貸与

【サービス内容】

福祉用具の貸与を受け、日常生活の自立支援と介護者の負担軽減を図ります。

【費用のめやす】

実際に貸与した費用の1割～3割を負担します。

※要支援1・2 要介護1の方には、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、移動式リフトなどは原則として保険給付の対象となりません。



特定福祉用具販売

【サービス内容】

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入する場合に年間10万円までを限度額（自己負担1割～3割）として費用を支給します。

※指定を受けた福祉用具販売業者からの購入が前提です。

住宅改修費支給

【サービス内容】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に20万円までを限度額（自己負担1割～3割）として費用を支給します。

※事前の申請（施工前の写真、見積り等）と許可が必要です。



介護保険サービス（施設）



施設入所サービスを利用する



介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）

【サービス内容】

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けることができます。

※新規に入所できるのは、原則として要介護3以上の方です。

介護老人保健施設

【サービス内容】

リハビリテーションや介護、日常生活上の支援とともに、在宅復帰、自立を目指したサービスを受けることができます。

従来型個室利用の場合（30日の場合）

要介護度	費用のめやす
要支援1・2	（利用できません）
要介護1	38,200円～ 95,500円
要介護2	40,300円～ 97,000円
要介護3	43,000円～ 99,800円
要介護4	44,000円～ 101,000円
要介護5	46,700円～ 104,000円

ユニット型個室の場合（30日の場合）

要介護度	費用のめやす
要支援1・2	（利用できません）
要介護1	76,000円～ 140,000円
要介護2	78,000円～ 145,000円
要介護3	81,000円～ 148,000円
要介護4	83,000円～ 150,000円
要介護5	86,000円～ 153,000円

※居住費、食事代が含まれた費用のめやすです。居住費、食事代は利用者の所得により、負担限度額があるため費用に幅があります。

※詳しくは、各施設にお問い合わせください。

高齢者福祉サービス一覧表

棚倉町では、高齢者の皆さんに住み慣れた地域や家族で安心して暮らしていただくために、下記のサービス事業を行っています。
ぜひ、ご利用ください。



番号	事業名	60歳以上	ひとり暮らし 高齢者	高齢者※1 夫婦世帯	ねたきり 高齢者	認知症 高齢者	要介護等 認定者
1	緊急通報装置給付・火災報知器貸与事業		● ※3				
2	緊急連絡カードの作成 ※4		●				
3	高齢者見守標識 (QRコードシール) 利用事業					●	
4	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業		●	●	●		
5	配食サービス事業		● ※3	●			
6	軽度生活援助事業		● ※3	●			
7	家族介護用品支給事業 (オムツ券等支給)				●		要介護2~5 (所得制限あり)
8	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業 (住宅改修等)	● ※2					
9	車いす同乗軽自動車貸出サービス				●		
10	日常生活用具給付等事業		●				

- ※1 高齢者夫婦世帯とは、夫婦ともに65歳以上の世帯。
- ※2 要介護認定の非該当者も対象。(所得制限あり)。
- ※3 65歳未満でも、ひとり暮らしで障害・病気等で健康状態に不安を抱える人も対象。
- ※4 社会福祉協議会の事業となります。



お問い合わせは

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801



安心できる在宅生活の
環境を整えます

①緊急通報装置給付・火災報知器貸与事業

【サービス内容】

急病や災害時に緊急ボタンを押すことにより、サービスセンターに通報され、消防署や協力員に状況報告、救援活動を行います。また24時間体制で看護師や相談員が待機し、いつでも健康相談や心配ごと相談ができます。

【対象者】

おおむね65歳以上の1人暮らし高齢者または1人暮らしの身体障がい者の方。



【貸与機器】

緊急通報装置本体、無線ペンダント、火災報知器を一式としてお貸しします。



(注意1) 緊急通報システムは固定電話回線を利用するため、固定電話回線への加入が必要です。

(注意2) 貸与された機器を破損、紛失した場合は、弁償していただくこともあります。

※ 社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者等の見守りを図るために緊急通報装置を設置している方に対し、火災報知器を無償で設置いたします。

【緊急通報協力員】

お申し込み時には、近隣の方で駆けつけて協力してくださる方2名以上（少なくとも1名は親族）の登録が必要となります。

【費用負担】

非課税世帯は無料。

(課税世帯は月3,000円程度の自己負担があります。)



このページのお問い合わせは

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

社会福祉協議会 ☎33-2623

緊急連絡カード

火事・救急車119番 警察110番

(29年 12月 1日作成) 緊急通報システムの設置 有 無

氏名	たなぐら はなこ 棚倉 花子		性別	男	生年月日	明治 大正 ○○年 ○月 △日生 昭和
住所	棚倉町大字棚倉字中居野 68 番地 1		電話番号	33-2623		
健康保険証 記号番号	123456	種別	国保	医療受給者証 記号番号		
血液型	(A) B O AB Rh+ Rh-		平熱	36.5 度	平常血圧	上 mm/Hg 下 mm/Hg
薬に対する アレルギー 等	☉ 有 一 []					
かかりつけの病院名	電話	住所	持病名			
〇〇病院	0247-33-〇〇〇〇	棚倉町大字棚倉字〇〇番地	高血圧			
近親者	氏名	年齢	続柄	住所	電話	
近親者	棚倉 太郎	40	長男	棚倉町大字棚倉字△△番地	(自宅) 33-△〇〇〇 (職場)	
	棚倉 次郎	35	次男	棚倉町大字棚倉字〇〇番地	(自宅) 33-〇〇〇〇 (職場)	
協力者	近津 良子	65		棚倉町大字八槻字〇〇番地口	33-□〇〇〇 (自宅)	
	高野 五郎	70		棚倉町大字富岡字〇〇番地	35-〇△△〇 (職場)	
福祉に関する連絡先		連絡先 (住所/電話番号)				
担当民生委員 (氏名)		棚倉町大字棚倉字〇〇番地/0247-33-□〇〇〇				
棚倉町役場 (健康福祉課 福祉係 高齢者係)		棚倉町大字棚倉字中居野 33 / 0247-33-2117 68-1 / 0247-33-7801				
棚倉町社会福祉協議会		棚倉町大字棚倉字中居野 68-1/0247-33-2623				
担当介護支援専門員 (しあわせ指定居宅介護支援事業所 棚倉町大字棚倉字中居野 68-1/0247-33-2623				



②緊急連絡カード／携帯版・緊急カードの作成

【内容・目的】

事前に血液型や平常血圧、かかりつけの病院を知っていることで、緊急時に的確で迅速な処置・対応が期待できます。また、家族等の近親者や近所の協力者への連絡も円滑にできます。

【対象者】

おおむね65歳以上の一人暮らしの方。
(65歳以上のいる二人暮らしの方はご相談ください。)



高齢者福祉
サービス

【使い方】

- ・緊急連絡カードは専用筒に入れ冷蔵庫内に置きましょう。
- ・携帯版・緊急カードは、外出時にバッグの中などに入れて持ち歩きましょう。

【費用負担】

無料

このページのお問い合わせは

社会福祉協議会 ☎33-2623

地域包括支援センター ☎33-7811



安心できる在宅生活の
環境を整えます

③ 高齢者見守り標識 (QRコードシール) 利用事業

認知症などで徘徊するおそれのある高齢者の情報を事前に登録した「QRコードシール」を作成し、高齢者の衣服や持ち物に貼り付けて、徘徊した際の発見・保護を迅速に行います。

【対象者】 在宅の認知症高齢者（おおむね65歳以上）

【方法】 (1) 高齢者見守り標識交付申請書により申請をお願いします。
(2) 緊急連絡先2名を登録していただきます。

【利用料】 無料

【その他】 消防署及び警察署に登録された情報を提供する場合があります。

■登録する情報

- ・ 利用者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等
- ・ 緊急連絡先



■どのように身に着けますか

QRコードシールは、衣服に貼りつけるアイロンプリントシールと、持ち物に貼りつけるシールの2種類が発行されます。



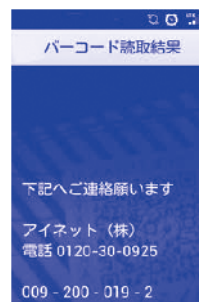
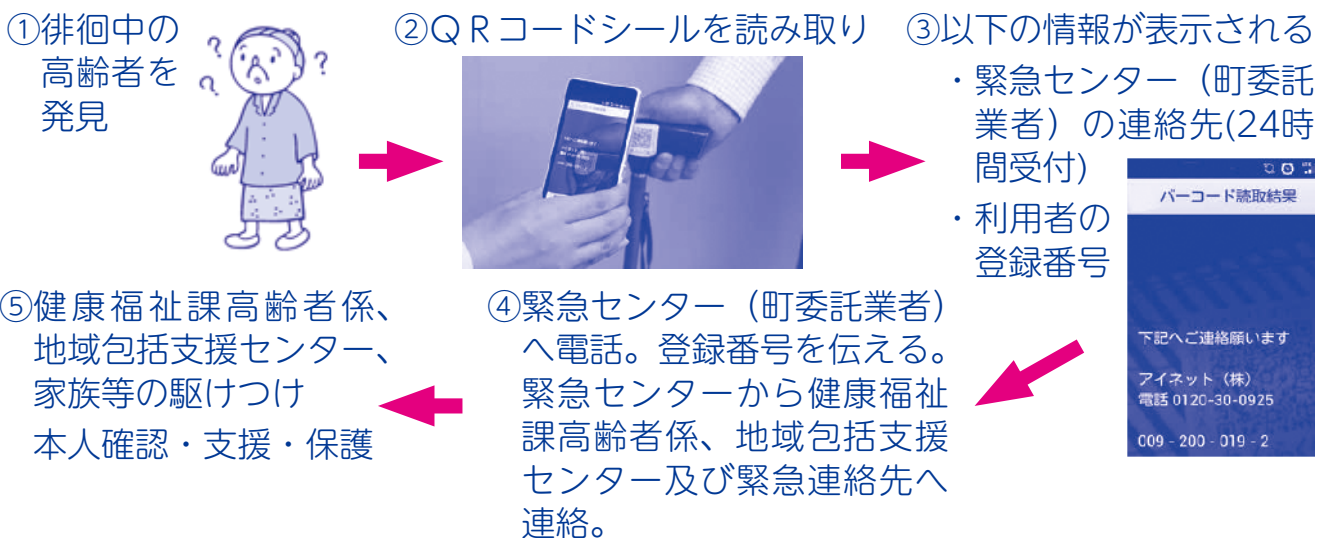
≪貼り付け箇所の例≫

- ・ つえ
- ・ かばん
- ・ ベルト
- ・ 衣類
- ・ 帽子
- ・ 財布 等

■個人情報の管理は？

QRコード読み取り時には、緊急センター（町委託業者）の電話番号と、利用者の登録番号が表示されるだけなので、個人情報保護の面でも安心です。

■家族・町関係機関等への連絡の流れ



④寝具类等洗濯乾燥消毒サービス事業

【サービス内容】

寝具類の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒を行います。

【対象者】

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯、身体障がい者であって、寝具類の衛生管理が困難な方。



【実施時期】

年2回実施します。

【費用負担】

経費の3割負担。(一人3点まで。ただし、内容によっては2点まで)

⑤配食サービス事業

【サービス内容】

調理が困難な方へバランスのとれた弁当(昼食のみ)を配達し、あわせて安否の確認、健康状態の把握などを行います。



【対象者】

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者等であって、心身の障がい等により食事の調理が困難な方(自立支援の観点から利用が適切な方)。

【利用できる日】

月曜から土曜日(祝祭日・お盆・年末年始を除く)までの希望する日。

【費用負担】

一食あたり 400円

高齢者福祉サービス



在宅で自立した生活への支援を行います



⑥ 軽度生活援助事業

【サービス内容】

在宅で生活する高齢者等に対して、援助員（ヘルパー等）を派遣して日常生活上の軽易な生活援助、住環境の整備を行い、要介護状態にならないように予防します。

【対象者】

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯、身体障がい者等であって、日常生活の援助を必要としている方。

※ただし、要支援、要介護に認定された方は、介護保険サービスで生活援助が行われます。

【援助内容】

- ◎外出・散歩時の援助（生活援助）
- ◎食事・食材の確保（生活援助）
- ◎洗濯・日干し・クリーニングの洗濯物搬出入（生活援助）
- ◎家屋内の整理・整頓（生活援助）
- ◎家周りの除草・草刈り・除雪等
- ◎軽微な修繕
- ◎庭・生垣・庭木剪定等の手入れ

【利用時間】

1ヶ月、4時間が上限になります。

【費用負担】

サービスに要した経費の3割負担

⑦ 家族介護用品支給事業（オムツ券等支給）

【サービス内容】

在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えられるクーポン券を支給し家族の経済的負担を軽減します。



【対象者】 要介護2から5の認定を受けた65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方。（町民税課税額が12万円未満の方）

- 要介護2・3…………… 2,000円
- 要介護4・5（課税世帯）…… 3,000円
- 要介護4・5（非課税世帯）… 5,000円

【注意】 毎月1日時点で、入院及び施設入所している方は、対象になりません。

このページのお問い合わせは

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

⑧ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業（住宅改修事業）

【サービス内容】

要介護状態にならないよう、住宅改修を実施する方に対して改修資金を助成します。
※事前の申請（施行前の写真、見積り等）と許可が必要です。

【対象者】

60歳以上の高齢者（介護保険の認定者を除く）であって、その生計中心者の所得限度額が児童手当法の所得制限限度額以下である方。

【助成の対象となる改修】

- ①手すりの取り付け ②段差の解消
- ③すべり防止及び移動円滑のための床材の変更 ④引き戸等へのとびらの取替え
- ⑤洋式便器等への取替え

【助成金】 工事費の90%を助成（限度額18万円）

⑨ 車いす同乗軽自動車貸出サービス

【サービス内容】

寝たきり等で自ら移動することが困難な方に対し、車いす同乗軽自動車を貸し出し、外出を支援します。運転者は原則として家族（親族及び知人）となります。

※原則として町内、月2回（通院・外出時）

【対象】 寝たきり又は重度の障がいにより自ら移動することが困難な方

【費用負担】 無料



⑩ 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】 電磁調理器、自動消火器などの給付及び電話（加入権）の貸与を行います。

【対象者】 住民税が非課税である概ね65歳以上の高齢者のみ世帯

サービス内容	費用負担	サービス内容	費用負担
電磁調理器 自動消火器	経費の1割	高齢者用電話 (加入権)	通話料 (基本料金除く)

このページのお問い合わせは

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801



住みなれた自宅で、自立した生活ができるよう支援します

おもいやり駐車場利用制度について

【サービス内容】

歩行が困難な障がい者、要支援高齢者の方がスーパー、病院、公共施設などで、歩行が困難な障がい者、要支援高齢者の方々の駐車スペースを確保するための制度です。



【対象者】

- ・介護保険の認定が要支援1以上の方
- ・身体障害者手帳をお持ちの方（※障害の種類や等級により一部対象外になる場合があります）
- ・精神障害者保健福祉手帳「1級」の方
- ・療育手帳「A」の方
- ・難病患者の方（指定難病医療費受給者証・特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証をお持ちの方）
- ・けが人（医師の診断書、身分証明書が必要です）など

【内 容】

「おもいやり駐車場」の利用証を交付します（※1）

※利用できるのは「おもいやり駐車場」のステッカー表示（※2）がある協力施設の駐車場に限ります。

（※1）利用証



おもいやり
駐車場
利用証

（※2）ステッカー



おもいやり
駐車場
ステッカー



棚倉町社会福祉協議会生活福祉資金

■生活福祉資金貸付制度とは

棚倉町に居住する低所得者が、この資金を利用することによって生活の向上を図ろうとする場合に貸付をし、経済的自立と生活意欲の助長をはかるための制度です。

■貸付条件

1. 貸付の限度及び貸付期間 50,000円以内 10ヶ月以内
2. 貸付利子 無利子
3. 償還方法 月割りによる均等償還及び一時償還
4. 保証人

- (イ) この資金の貸付を受けようとするものは、保証人1人以上たてなければならない。
- (ロ) 保証人は、借受人が債務を履行することができないと認められた場合は、連帯してその債務を負担しなければならない。
- (ハ) 保証人は原則として棚倉町に住居を有する成年者であって独立の生計を営み、その世帯の更正に熱意を有し、かつ身元確実なるものでなければならない。

※その他にも福島県社会福祉協議会の貸付と高額医療費の貸付制度があります。



社会福祉協議会サービス



相談を受け適切な助言、
指導を行います

心配ごと相談窓口

■弁護士による心配ごと相談

【受付方法】 電話による受付予約は前日9時～午後5時

当日9時～12時まで

来所による受付は当日午前9時～午後3時までとします。

【相談日時】 毎月第3木曜日 10時30分から最終受付者が終わるまで

【場 所】 棚倉町保健福祉センター 相談室

【対 象 者】 どなたでも相談できます。

【利用料金】 無 料



■民生委員による心配ごと相談

【受付方法】 開催時間内に来所にて受付します。

【相談日時】 毎月第2月曜日 9時～12時（祝日の場合は翌日）

【場 所】 棚倉町保健福祉センター 相談室

【対 象 者】 どなたでも相談できます。

【利用料金】 無 料

地域福祉サービス事業

事業内容	対 象 者		実施内容
重度心身障がい児（者） 福祉タクシー料金等助成	タクシー料金 助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳1、2級の方 ・ // 3級の内部障がいの方 ・療育手帳Aの方 ・ // B+身障手帳所持者 ・精神保健福祉手帳1級の方等 	タクシー利用1回 につき初乗り料金を 助成 最大45回/年
	自動車燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳1、2級の方のうち 肢体不自由、移動機能障がい 又は聴覚障がい、自己所有 の車を自ら運転する方 	自動車燃料費…最大 15,000円/年
福祉用具無料貸出	身体に障がいがあり歩行困難な方 等		原則3ヶ月以内 車椅子

このページのお問い合わせは

社会福祉協議会 ☎33-2623

あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

【対象者】

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方

※認知症の診断の有無、障害手帳の有無は問いません。

※施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。

【サービス内容】

福祉サービスの
利用援助

日常的金銭管理
サービス

書類等の預かり
サービス

【サービスの流れ】

相談受付 → 訪問、関係者との調整 → 支援計画の作成 → 契約 →
サービス開始 → 定期的な支援計画の見直し

【利用料金】

- 相談から契約までは無料です。
- 契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。この他、生活支援員の交通費がかかります。
- 生活保護を受けている方は無料です。



成年後見制度

【サービス内容】

判断能力が十分でない方に対し、成年後見人等が、財産の管理や重要な契約等を支援するための制度です。

【対象者】 認知症、知的障がい、精神障がい者など判断能力が十分でない方。

【受付方法】

申し込みは家庭裁判所で行いますが、まずは社会福祉協議会、地域包括支援センターにご相談ください。

【利用料金】

申立手数料、登記手数料等5,000円程度に加えて、医師による鑑定が必要な場合は鑑定料（10万円以下）がかかります。



このページのお問い合わせは

社会福祉協議会 ☎33-2623

地域包括支援センター ☎33-7811



ボランティアセンターについて知りたい

「ボランティア活動してみたい!」「活動する上で困っていることがある…」

「こんなことをお願いできるボランティアさんいないかしら…」

ボランティアセンターはそんなみなさんのための相談窓口です。

ボランティアセンターではこんなことをしています!

- 相談・紹介** 活動先やボランティアさんの紹介、ボランティアに関する相談
- 情報収集・提供** ボランティアに関する情報を集め、みなさんにお伝えします。
- 入門講座の開催** 入門講座やセミナーを開催しボランティア活動へのきっかけ作りをお手伝い。
- 広報活動** ボランティアの啓発活動やみなさんの活動を広くPRします!
- ボランティア活動保険の加入手続き** 活動中の事故やけがなどを補償する保険です。

どんなボランティアがあるの?

社会福祉協議会や町事業のお手伝い

- いきいきくらぶ ●障がい者フェスティバル

子どもに対する活動

- 登下校時の見守り ●絵本の読み聞かせ
- 昔遊び指導

障がいのある人への支援

- 障がい者スポーツでの交流 ●手話
- 点字

地域のための活動

- 環境美化 ●リサイクル
- 災害時支援 ●防犯、防災活動

その他

- 趣味や特技を通じた交流
- 募金、寄付活動
- 施設での活動
- 傾聴ボランティア

他にもたくさんあります。
まずは身近なところから
始めてみませんか?



このページのお問い合わせは

ボランティアセンター（社会福祉協議会内） ☎33-2623

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは 高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。

私たち専門職が連携して、さまざまな相談に対応します

主任
ケアマネジャー



チーム
アプローチ



保健師



社会福祉士

地域包括支援センターが行っている主な支援

**自立した生活ができるよう
介護予防をすすめます**



要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います（介護予防ケアプランの作成など）。

**介護に関する悩みなど
さまざまな相談に応じます**



介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。

**高齢者のみなさんの
権利を守ります**



消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。

また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。



このページのお問い合わせは

地域包括支援センター ☎33-7811

患者さんの退院を地域で支える 県南地域における「退院支援ルール」について

◇退院支援とは？

高齢者の方や、介護保険の認定を受けている方が退院する際に必要な介護保険サービスをすぐに受けられるように、病院やケアマネジャーが協力して介護保険サービスの調整を行います。

◇退院支援を行うために

- 介護保険サービスをご利用中の方が入院した時は、担当ケアマネジャーにすぐに連絡しましょう。
- 普段から「医療・介護あんしんセット」を準備しましょう。
(介護認定を受けている方に配布されているものです)



医療・介護あんしんセット

- ①医療保険証
- ②介護保険証
- ③お薬手帳
- ④ケアマネジャーの名刺



- お薬手帳は、自分の薬の情報を正確に伝える大切なものです。
- 「医療・介護あんしんセット」は、入院の時だけでなく、病院に行くときに一緒に持って行くにととても便利です。

認知症の早期発見、早期対応に向け 「認知症初期集中支援チーム」について

認知症初期集中支援チームとは？

医療と介護の専門職員が、認知症の疑いがある方・認知症の方のご自宅を訪問し、医療機関の受診支援など自立した生活のサポートを行い、ご本人やご家族の方に対して専門的な助言や支援を行います。

対象になる方は？

自宅で生活している認知症の方・認知症の疑いがある方

- 例えば…
- ・認知症の診断を受けていない、または治療を中断した方
 - ・認知症の症状が強く、対応に困っている方
 - ・必要な医療や介護サービス等を利用していない方 など

認知症は早い時期の発見、受診、治療が大事です！

認知症は早期発見、治療をすることで進行を遅らせることができます。歳をとれば誰でも物忘れが増えたりするものですが、認知症の場合は特に物忘れが激しくなり、「印鑑をすぐになくす」「道に迷う」「同じ食品を買ってくる」など、日常生活に支障をきたす状態をさします。

このようなことでお困りの方・お悩みの方は、下記までご相談ください。

このページのお問い合わせは

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

地域包括支援センター ☎33-7811